ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

（令和8年6月時点）

これまで通りの自己負担額で保険診療を受けられます

医療機関・薬局で提示するもの

マイナ保険証

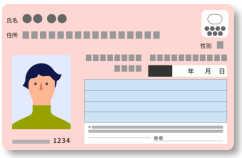

- 健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードが、**マイナ保険証**です。利用登録は、医療機関・薬局の受付窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーなどで簡単にできます。
- マイナ保険証を利用する際は、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限※にご注意ください。

※マイナンバーカードの有効期限は10年（未成年者は5年）ですが、カードに格納されている電子証明書の有効期限は5年です。

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限ってどうやって確認するの？

- 電子証明書の有効期限は、マイナンバーカードの券面（左下図の赤枠部分）に記載されています。
- 記載がない場合は、右下図の手順でマイナポータルからご確認ください。

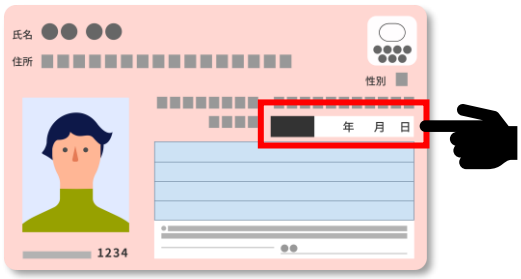

▲マイナンバーカードの券面

▲マイナポータル

電子証明書の有効期限の3か月前より、お知らせしています！

- 電子証明書の有効期限の更新が必要な場合、お手元に更新を案内する**有効期限通知書（封書）**が届きます。
- また、有効期限の3か月前から3か月後まで、医療機関・薬局でマイナ保険証を利用される際、顔認証付きカードリーダーで**更新アラートが表示**されます。
- 有効期限までに更新できないまま受診をしても、**有効期限が切れてから3か月間は健康保険証として利用可能**です。

※ 有効期限が切れた場合、マイナンバーカードの健康保険証以外の機能は利用できないため、お住まいの自治体の窓口にて速やかに更新ください。
※ スマートフォンのマイナ保険証については、実物のマイナンバーカードの有効期限まで健康保険証として利用可能です。

マイナ保険証をお持ちでなくても資格確認書によりこれまで通り医療にかかれます

＜カード型イメージ＞

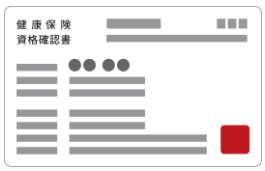

＜はがき型イメージ＞

マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方には、「資格確認書」を申請によらずお届けします。

また、マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が困難な方（ご高齢の方、障害のある方等）は、申請いただくことで、資格確認書を交付します。（更新時の申請は不要）

※詳しくは裏面の二次元コードよりご確認ください

顔認証付きカードリーダーの不具合などで
マイナ保険証による受付が上手くいかなくても、

自己負担10割でなく、これまで通りの自己負担額です

マイナ保険証での受付が出来ない場合

マイナ保険証を利用する際に、顔認証付きカードリーダーの不具合など
何らかの事情で資格確認を行えなかった場合も、以下のような対応で資格確認を行います。

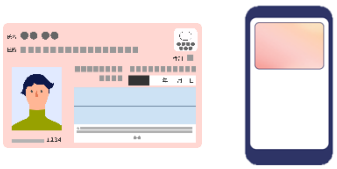

マイナンバーカードまたはマイナ保険証として利用可能な
スマートフォンを提示したが、**受付が出来ない**

ご提示可能な場合

マイナポータルの画面

※マイナポータルからダウンロード
したPDFファイルも可

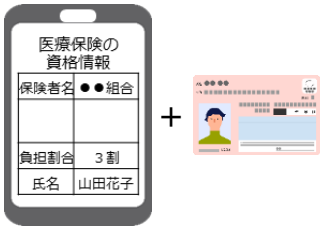

資格情報のお知らせ

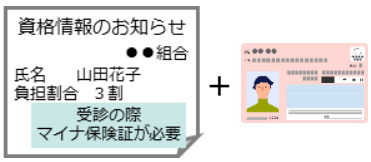

※スマートフォン利用時は、その場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面を提示（この場合、実物のマイナンバーカードの提示は不要）

ご提示できない場合

再診の場合

口頭確認

施設側で
資格確認に
必要な情報を
把握していれ
ば、職員より
口頭で確認

初診の場合

被保険者資格申立書

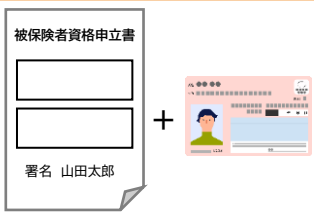

※職員より用紙を受取り
記入してください

資格情報のお知らせ ってなに？

- マイナ保険証をお持ちの方に、申請によらず交付される書類です。
- 単体では受診はできません。何らかの事情で資格確認を行えなかった場合に、マイナンバーカードとセットでご提示ください。

被保険者資格申立書 ってなに？

- 初診の医療機関・薬局にて、何らかの事情で資格確認ができなかった上、マイナポータルの画面や資格情報のお知らせを持ち合わせていないときに、ご記入いただく書類です。

マイナンバー総合
フリーダイヤル
0120-95-0178
（マイナンバー）
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間（年末年始を除く）
平　日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

マイナ保険証の
メリット等
について

資格確認書
について